

氏名 (法人にあっては名称)	広島県上下水道部
住所	広島県広島市中区基町10番52号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	令和元年度～令和3年度(平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☒ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) ☐ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) ☐ (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	下水道処理施設維持管理業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：3631)
事業概要	複数の流域関公共下水道からの下水を受け入れるための幹線及び中継ポンプとこれ进行处理するための終末処理場の管理、下水処理を行っている。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況

(※温室効果ガス排出量の下段は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量))

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
	令和元～令和3年度(平均値)	令和4～令和6年度(平均値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～令和6年度(平均値)
温室効果ガス実排出量(*5)	11,259 t-CO ₂	10,921 t-CO ₂	10,876 t-CO ₂	10,185 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		3.0 %	3.4 %	9.5 %	%	%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		10,921 t-CO ₂	10,876 t-CO ₂	10,185 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		3.0 %	3.4 %	9.5 %	%	%
実績に対する自己評価	照明のLED化、個別空調による効率的な運転、設備の弾力的な運用等により目標を達成することができた。引き続き、削減に努めていく。					

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標の達成状況 (※任意記載)

(※原単位の下段は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$)

事業分類	基準年度の 実績 a	計画期間の 目標 b	計画期間の実績 b			
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和4～令和6年度 (平均値)
下水道処理施設維持管理業	0.3235	0.3138	0.3114	0.3035		
		3.0 %	3.7 %	6.2 %	%	%
		%	%	%	%	%
		%	%	%	%	%
原単位の指標及び 実績に対する 自己評価	・温室効果ガス削減の取り組みにより、達成することができた。					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の実施状況

- ・電気使用量の削減
- ・照明のLED化（他照明の仕様変更含む）
- ・燃料使用量の削減
- ・設備の弾力的な運用

上記記載内容等に取り組むことで、実質的なCO2排出量を図っていく。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の実施状況（環境価値(*8)の活用等）

上記同様の回答である。

4 その他の取組の実施状況

なし。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。